

## 出港前報告制度 関係法令集

### 1. 関税法（抜粋）

（入港手続）

#### 第十五条

- 7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等（船舶所有者、船舶賃借人又は傭船者であつて、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷（コンテナに詰められているものに限る。）の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者（以下この項において単に「荷送人」という。）は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。
- 9 前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）又は書面の提出により当該報告を行うことができる。

（積荷に関する事項の報告）

第十五条の二 税関長は、前条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならない。

（貨物の積卸し）

#### 第十六条

- 3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをしてはならない。ただし、これらの報告に代わるべきものとして政令で定める報告があつた場合であつて、政令で定めるところにより税関長の許可を受けたときは、この限りでない。

(特別の場合における税関長の権限)

第百六条 税関長は、この法律の実施を確保するためやむを得ない必要があると認める相当の事由があるときは、左の各号に掲げる行為をすることができる。

- 一 外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸若しくは保税地域にある貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を出させること

(罰則)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第七項、第八項又は第十四項の前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者
- 二 第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者
- 三 第十六条第一項（貨物の積卸し）の規定による報告をせず、かつ、書類の提出をせず、若しくは偽った報告若しくは偽った書類の提出をして貨物の積卸しをした者又は同条第二項の規定による書類を提示せず、若しくは偽った書類を提示して貨物の積卸しをした者
- 四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

## 2. 関税法施行令（抜粋）

（外国貿易船の入港手続）

### 第十二条

- 6 法第十五条第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。
- 7 法第十五条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。
- 8 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。
  - 一 法第十五条第七項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地
  - 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
  - 三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号
  - 四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券の番号
  - 五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
  - 六 その他財務省令で定める事項
- 9 法第十五条第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定する運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。
- 10 法第十五条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。
  - 一 法第十五条第八項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地
  - 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
  - 三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号
  - 四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号
  - 五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
  - 六 その他財務省令で定める事項

(積荷に関する事項の報告の求め)

第十三条の二 法第十五条の二第一項(積荷に関する事項の報告)の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十五条第一項、第七項、第八項又は第十項(入港手続き)の規定による報告にかかわる積荷(以下この項において単に「積荷」という。)の仕出地及び仕向地及び仕向地
- 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

2 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

(積荷の船卸しの許可の申請)

第十五条の二 法第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしようとする積荷(以下この条において単に「積荷」という。)について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項(入港手続)に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

2 法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 二 積荷の船卸しをしようとする開港の名称
- 三 積荷の船卸しをしようとする日時
- 四 積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍
- 五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号
- 六 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
- 七 その他参考となるべき事項

### 3. 関税法施行規則（抜粋）

（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

#### 第二条の二

- 4 令第十二条第七項ただし書に規定する財務省令で定める場合は同項本文に規定する船積港が別表第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、同項ただし書に規定する最初の開港が同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時とする。
- 5 令第十二条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分（同表に掲げる号の番号をいう。次項において同じ。）、当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷に係る同項に規定する運送契約における運送先の所在地、同項に規定する運航者等が当該積荷の当該運送先への到着について通知する者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。
- 6 令第十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷の当該運送先への到着について通知する者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。
- 7 令第十二条第八項ただし書（同条第十項において準用する場合も含む。）に規定する財務省令で定める場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合とする。

（電子情報処理組織の使用の特例）

- 第二条の三 法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して法第十五条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたとしとする。
- 2 法第十五条第九項ただし書の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項において同じ。）又は書面の提出により同条第七項又は第八項の規定による報告を行う者は、当該報告につき規定した法、令及びこの省令の規定において報告すべきこととされている事項を記録した磁気ディスク又は記載した書面を税関に提出しなければならない。

別表第三（第二条の二関係）

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。)に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。)及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十三度三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

## 4. 関税法基本通達（抜粋）（※平成 29 年 10 月 8 日以降）

### 第 3 章 船舶及び航空機

（外国貿易船等の入港手続）

15-3-1 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。

- (14) 同条第 7 項又は第 8 項の規定による報告において使用しなければならない電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理システムをいう。
- (15) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。
  - イ コンテナの所有形態
  - ロ 国際海上危険物規則（IMDG コード）に定める IMDG クラス及び国連番号
  - ハ 船積港の出港予定日時
  - ニ 規則第 2 条の 2 第 4 項に規定する報告期限が適用される場合の識別
  - ホ 運航者等が交付する船荷証券（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券（ハウス B/L）が交付されている場合の識別
- (16) 規則第 2 条の 3 第 2 項に規定する磁気ディスク又は書面（「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」（C-2032）又は適宜の様式に必要事項が記載されたもの）による報告については、法第 15 条第 9 項ただし書による報告の申出者に対して、税関の指定する電子メールアドレスあて又はファクシミリ装置に送信させることとして差し支えない。

（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナの範囲等）

15-6-2 法第 15 条第 7 項及び第 8 項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（船荷証券が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）第 4 章 2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6346 に定める形式コード「P0」）を含まない。

（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）

15-7-2 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システムを通じて報告した積荷に関する事項について、運送契約の変更その他やむを得ない理由により積載する船舶又は船荷証券番号を変更する必要がある場合には、当該事項の訂正補足を認めて差し支えない。

(受理不可品名)

15-10 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告される積荷に関する事項のうち品名については、具体的な品名の報告を求めることとし、税関の取締上支障があると認める次のようなあいまいな表記の品名による報告については、当該報告を受理しないこととする。

(例)

Apparel、Wearing Apparel、Ladies' Apparel、Men's Apparel、Appliances、Auto Parts、Parts、Caps、Chemicals hazardous、Chemicals non-hazardous、Electronic Goods、Electronics、Equipment、Flooring、Foodstuffs、Iron、Steel、Leather Articles、Machinery、Machines、Pipes、Plastic Goods、Polyurethane、Rubber Articles、Rods、Scrap、STC(Said to Contain)、General Cargo、FAK(Freight of All Kinds)、No Description、Tiles、Tools、Wires

(事前通知)

15-11 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷について、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、電子情報処理組織を利用してその旨を通知することとする。

(大使館等の公用の貨物及びアメリカ合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告)

15-12 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の船荷証券により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関稅定率法別表の適用上の所属区分(代表品目番号)」については「000100」とすることを認めて差し支えない。

(船卸許可申請手続)

16-2 法第 16 条第 3 項に規定する積荷の船卸しに係る許可の取扱いについては、次による。

- (1) 令第 15 条の 2 第 2 項に規定する申請があった場合は、当該積荷について同条第 1 項に規定する報告が行われていなければ、当該許可を行わないこととする。
- (2) 当該申請は、「船卸許可申請書」(C-2090) 2 通を提出して行わせることとし、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記入して申請者に交付する。
- (3) 令第 15 条の 2 第 2 項第 7 号に規定するその他参考となるべき事項とは、当該許可を受けようとする積荷を特定するために必要と認める当該積荷に係る令第 12 条第 8 項又は第 10 項に規定する事項とする。

(船卸許可申請の撤回の取扱い)

16-3 船卸許可申請の撤回は、その申請に係る船卸しの許可前に限り認めるものとし、その撤回にあたっては、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」(C-2095) 1 通を提出させることにより行うものとする。

## 第9章 雑則

(貨物の船卸一時停止措置を執行する場合の手続)

106-1 法第15条第7項又は第8項の規定により報告された積荷について、法第106条第1号の規定に基づき当該積荷を積載する外国貿易船の船長に対し当該積荷の船卸しを一時停止することを求める場合には、「貨物の船卸一時停止通知書」(C-11000)により当該船長に対し通知するものとする。  
なお、同条の規定に基づく上記以外の行為について行う場合は、必要とされる事項を記載した適宜の様式により当該行為を求める者に対し通知するものとする。